

適正な価格転嫁の実現に向けた取組

令和8年2月
公正取引委員会四国支所

(1) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月）

労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの12の行動指針

- <指針の内容> ✓取組方針を経営トップまで上げて決定 ✓発注者側からの定期的な協議の実施
✓価格交渉の際、公表資料を用いること 等

(2) 令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（令和7年6月開始）

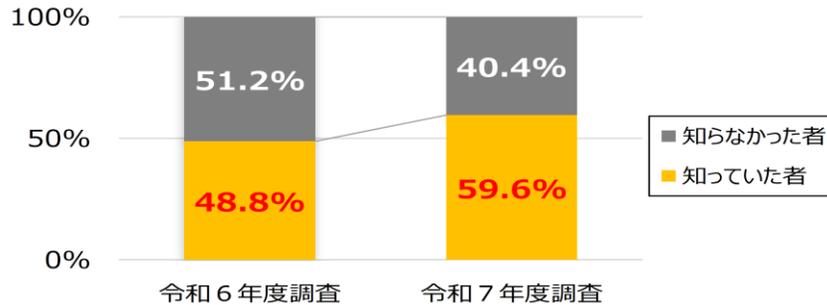
- **労務費転嫁指針の取組状況をフォローアップ**
(指針に沿った事業活動の状況について、12の行動指針ごとに把握)
- 令和6年度に行った注意喚起文書の送付（13,929名）や事業者名の公表（3名）の対象になった事業者の取組状況をフォローアップ
- **12万名を超える事業者**を対象に実施
- コストに占める労務費の割合が高い、労務費の転嫁率が低いといった、**特に対応が必要な業種**に対して重点的に調査票を送付
- 令和7年内を目途に調査結果を取りまとめ
- 労務費の転嫁を妨げていることが疑われる事案などについては、立入調査を実施
- 問題につながるおそれのある行為が認められた場合には、注意喚起文書を送付
- 下請法を改正した取適法（令和8年1月施行）、独占禁止法Q & Aの考え方に基づき、独占禁止法や取適法に違反する事案について、引き続き厳正に対処する等

(3) 令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果（速報値）

- ✓ **労務費転嫁指針の認知度は、約60%と一定程度進んだが道半ば。他方、労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向に変わりはない。**
- ✓ **労務費に係る価格協議は進展している。他方、製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等とサプライチェーンの段階を遡るほど、労務費の要請受諾率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない状況に変わりはない。**

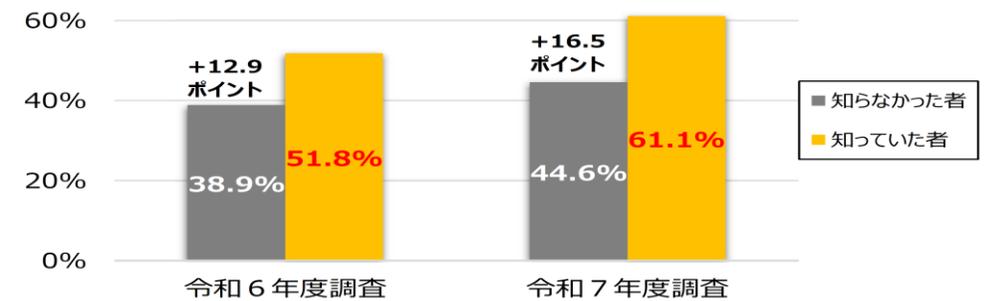
① 労務費転嫁指針のフォローアップ

《労務費転嫁指針の認知度》（※1）



（※1）発注者・受注者の立場を問わず、指針について「知っていた」か否かの割合。都道府県別にみると、全ての都道府県において「知っていた」と回答した者が50%を超えた。

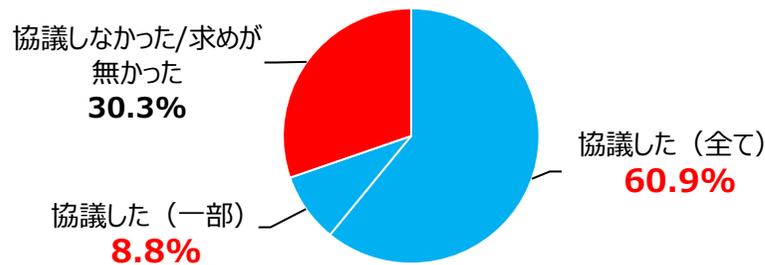
《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》（※2）



（※2）受注者の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁指針について「知っていた者」及び「知らなかった者」別に算出したもの。

② 価格協議の状況

《労務費に係る価格協議の状況》（※3）



（※3）発注者の立場として、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は60.9%（一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると69.7%）。

《労務費の要請受諾率》（※4）

| サプライチェーンの段階 | 令和6年度調査 | 令和7年度調査 |
|---------------|---------|----------------|
| 全体 | 62.4% | 67.4% (5.0%上昇) |
| 需要者 ⇒ 製造業者等 | 66.5% | 68.9% (2.4%上昇) |
| 製造業者等 ⇒ 一次受注者 | 61.0% | 67.4% (6.4%上昇) |
| 一次受注者 ⇒ 二次受注者 | 56.1% | 62.3% (6.2%上昇) |
| 二次受注者 ⇒ 三次受注者 | 49.2% | 56.6% (7.4%上昇) |

（※4）この要請受諾率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

(1) 労務費転嫁指針の認知度

| | 徳島県 | 香川県 | 愛媛県 | 高知県 | 全国 |
|---------------|----------------------|----------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 令和7年度 特別調査 | 52.1% (11.3ポイント↑) | 56.1% (10.3ポイント↑) | 57.4% (9.1ポイント↑) | 53.9% (8.5ポイント↑) | 59.6% (10.8ポイント↑) |
| 令和6年度 特別調査 | 40.8% | 45.8% | 48.3% | 45.4% | 48.8% |

※発注者・受注者の立場を問わず、労務費転嫁指針について「知っていた」と回答した割合

(2) 注意喚起文書送付件数

| | 徳島県 | 香川県 | 愛媛県 | 高知県 | 全国 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 独占禁止法 Q&A | 22 | 37 | 41 | 28 | 4,334 |
| 労務費転嫁 指針 | 40 | 90 | 94 | 53 | 9,747 |

※通常調査とフォローアップ調査の合計件数

(3) 立入調査において確認された問題につながるおそれのある高知県内の事例

業種

内容

設備工事業

設備工事業者A社は、顧客から受託した設備工事の一部である設備の取付工事を電気工事業者（受注者）に委託している。A社は、受注者との取引価格について、受注者から提示される見積価格は、基本的には仕事を受けるために必要な価格であると考え、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。

飲食料品卸売業

飲食料品卸売業者A社は、冷凍食品を農畜産物・水産物卸売業者等（受注者）から仕入れている。A社は、受注者との取引価格のうち原材料価格については、受注者から引上げの要請があり、協議の上で引き上げたが、労務費分については、受注者から引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。

石油製品・石炭
製品製造業

石油製品・石炭製品製造業者A社は、アスファルト舗装工事に使用されるアスファルト合材の原材料を砕石業者等（受注者）から購入している。A社は、受注者との取引価格について、受注者から見直しの要請があれば、当該要請を受け入れてきたが、要請がなければ現状価格で問題ないものと考えて、A社から協議の場を持つようなことはしていなかった。今般、A社は、受注者から引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。

| 年月日 | 事業の名称 | 対象 | 連携等 |
|----------|-------------------|---------|---------------------|
| R7.1.15 | 講師派遣 | 県内中小企業等 | 高知労働局 |
| R7.2.20 | 下請法講習会 | 県内中小企業等 | なし |
| R7.6.18 | 下請法講習会・フリーランス法講習会 | 県内中小企業等 | なし |
| R7.10.16 | 取適法（改正ポイント）説明会 | 県内中小企業等 | 四国経済産業局 |
| R7.11.18 | 合同荷主パトロール | 県内中小企業等 | 四国運輸局、（一社）高知県トラック協会 |
| R7.12.2 | 取適法（改正ポイント）説明会 | 県内中小企業等 | 四国経済産業局 |

【全国47都道府県における事業者向け説明会】

8月21日～12月中目処

- ・ 令和8年1月1日に施行する取適法の周知のため、全国47都道府県での説明会、関係省庁と連携した業種別説明会、業界団体向け説明会を実施。



【中小事業者団体向けのプッシュ型広報・広聴企画の開催】

- ・ 「取引改善のススメ」をテーマとして、受託事業者に労務費転嫁指針等の積極的な活用を促すための「出張！トリテキ会議」を全国各地で開催

【取適法の周知動画（桃太郎動画）】

11月7日に公正取引委員会ウェブサイトの特設ページ等で公開

- ・ 各種媒体で周知動画の放映
(例：特設ページ、電車内広告、テレビCM等)
- ・ ウェブ広告、SNSの活用

【実務に役立つ具体例の紹介】

- ・ 取適法テキスト(11月中に公表予定)等により具体例の紹介